

文京区公共建築物等における木材利用推進方針

2025文資環第689号令和8年3月2日区長決定

1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)に基づく、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)に即して、文京区(以下「区」という。)における公共建築物及び公共工作物(以下「公共建築物等」という。)の木材利用推進に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 木材

国内で生産された木材をいう。

(2) 建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(3) 公共建築物

区が管理を行う建築物(区の委託により管理される建築物及び指定管理者が管理する建築物を含む。)をいう。

(4) 公共工作物

区が事業主体となり施工する道路、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

(5) 建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

(6) 木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(7) 多摩産材 多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

3 木材利用の意義

公共建築物等において木材を率先して利用することにより、民間の建築物等において木材利用を促進するほか、次に掲げる事項の実現に資することが期待される。

- (1) 森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が持続的に行われ、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図ることにより、脱炭素社会の実現に寄与する。

- (2) 製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境負荷の程度が高い資材又は化石資源に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することで二酸化炭素の排出抑制その他環境負荷低減に寄与する。
- (3) 森林の有する環境保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。

4 区が整備する公共建築物等における木材利用の推進

公共建築物等を建築するに当たっては、積極的に木材を利用する方法を採用し、次に掲げるとおりその使用に努めるものとする。この場合において、区と交流連携のある自治体を産地とする木材又は多摩産材を優先的に活用するものとする。

(1) 公共建築物

施設の特性を踏まえ、積極的に木材を使用し、建築物の木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)その他関係法令、施設設置基準等により適当でない認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ その他木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木質材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

イ その他木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品及び消耗品

公共建築物等の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、木材を利用したものを積極的に調達する。

(4)コスト面等で考慮すべき事項

区は、公共建築物等の整備において、木材を利用するに当たって建築コストの適正な管理、維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

5 木材利用のPR及び普及の推進

区は、木材利用の推進に当たり、公共建築物等への木材利用により、調湿効果若しくは吸音効果又は人の心を和ませる効果等の木材の持つ良さや木材利用の意義について、区民等に対し啓発及び普及の推進に努めるものとする。

6 情報提供等

区は、国、関係自治体等と連携を緊密にすることにより、公共建築物等における木材利用が推進されるよう、情報の提供等に取り組むものとする。

7 その他

本方針の実施に当たっては、関係各課で協議し、積極的な展開を図るものとする。

付 則

この方針は、令和8年3月2日から施行する。